

特集 5



おおき なおこ
大木 直子

お茶の水女子大学
ジェンダー研究センター
研究協力員

女性が活躍する社会の実現

なぜ、日本の地方議会では 女性議員が増えないのか

はじめに

女性が政治的意思決定の場に少ないこと、すなわち女性の政治的過少代表性は、世界の多くの国々に見られる政治課題である。日本もその例外ではなく、国会、地方議会において、女性議員比率は極めて低い水準となっている。

日本の国会における女性議員割合は、比例代表制が導入された時に女性候補者・当選者がともに増加し始めたものの、衆議院で9・5%、参議院で15・3%、両院合わせて11・6%（いずれも2014年12月17日時点）となっている。これらの数値をI P U (Inter-parliamentary Union 列国議会同盟) の女性国会議員割合（下院または一院制の議会）の国別データ最新版（2014年11月1日時点）に位置づけると、日本の順位は189カ国中125位前後（重複を含めた累計での順位で154位前後）となっている。これは、

I P U データの世界平均を大きく下回っているだけでなく、アジア諸国の中でも最低の水準であることを意味する（一院制の議会または下院での女性議員割合の世界平均は22・2%、アジア平均は18・8%）。

一方、日本の地方議会における女性議員割合も、東京特別区議会を除き、国際的に見て非常に低い数値となっている（表1）。しかも、国会よりも地方議会における女性議員割合が低い。国会議員には地方議員出身者が一定数いることを踏まえると、地方議会における女性の参画が著しく遅れていることは、日本の女性の政治参画が低調であることにも大きく影響すると考えられる。

1980年代の半ば以降、国連をはじめとするさまざまな国際的な会議において、意思決定過程における女性比率の増加参加の重要性が議論されるようになった。1995年の北京女性会議では、1990年のナイロビ将来戦略勧告（1995年までに指導的地位

に占める女性の割合を少なくとも30%にまで増やす）を受け、女性の政治的・社会的向上が重要課題の一つとして取り上げられた。

日本でも男女共同参画社会基本法（1999年制定）において政策・方針決定過程への女性の参画拡大が明記され、その第2次基本計画（2005年）では、「2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する（2020年30%の目標）」という数値目標が示され、第3次計画（2010年12月発表）にも引き継がれている。そして、男女共同参画社会の実現のために、国だけでなく地方自治体もその責任を負うことが明記されている。

このように女性の政治参画拡大に関する法整備が進められてきたにもかかわらず、日本の議会ではなぜ女性議員が増えていないのか。特に、生活により身近であり、国会議員になるための一つのルートになっている地方議員になぜ女性が少ないのか。